

アセットオーナーでない組織の認証 に関する一考察

香川雄二¹・三原田裕一²・平野隆³・海老澤博⁴

¹正会員 マネジメントシステム評価センター (〒108-0023 東京都港区芝浦 4-4-44)
E-mail:kagawa@msac.co.jp

²正会員 マネジメントシステム評価センター (〒108-0023 東京都港区芝浦 4-4-44)
E-mail:miharada@msac.co.jp

³正会員 マネジメントシステム評価センター (〒108-0023 東京都港区芝浦 4-4-44)
E-mail:hirano@msac.co.jp

⁴正会員 マネジメントシステム評価センター (〒108-0023 東京都港区芝浦 4-4-44)
E-mail:ebisawa@msac.co.jp

2014年1月、国際標準化機構(ISO)はアセットマネジメントに関する国際規格 ISO 55001 を発行した。発行当初は、アセットオーナーのための規格と理解され、アセットオーナーのみを対象として認証活動が始まった。その後アセットオーナーでなくても認証は取得できるとなり、その認証の仕組みも確立されていった経緯がある。その次の認証の課題は、アセットに直接は働きかけないコンサルティング業務は、規格の趣旨を鑑みれば認証の対象にならないのではないかという議論であった。この課題も TC251 でその認証のあり方が議論され、コンサルティングは、サービス提供者として情報提供をするアセットマネジメントと位置づけることで解決され、コンサルティング分野での認証も進んでいる。

本稿では、非アセットオーナーの認証の在り方を振り返るとともに、今後の JIS Q 55001 の普及に向けてアセットマネジメントシステムの認証対象が多岐にわたることの理解の必要性について考察した。

Key Words: ISO 55001, asset owner, non-asset owner, certification, service provider

1. はじめに

2014年1月、ISO 55000 シリーズ が国際標準化機構(ISO)より発行された。これはISO 55000 「アセットマネジメント- 概要、原則、用語」、ISO 55001 「アセットマネジメント- マネジメントシステム-要求事項」、ISO 55002 「アセットマネジメント- マネジメントシステム-ISO 55001 適用のガイドライン」で構成されており、要求事項については、第三者認証機関が認証の対象とする国際規格である。

国内では2017年にJIS化され、JIS Q 55001:2017 (ISO 55001:2014)と標記されるようになった。

国内の普及状況を見れば、2014年3月に「水」分野で仙台市が認証を取得し、以降2017年10月現在40組織が認証を取得している。¹⁾

上記40認証取得組織の内訳を、「分野別」、「事業別」、また「アセットオーナー/非アセットオーナー」

表-1 ISO 55001 認証取得組織の分野別内訳

分野	水 ^{*1}	インフラ ^{*1}	道路	電気	運輸
組織数	27	10	5	4	2

*1)重複する分野を含む

」かの視点で考察する。表-1にISO 55001 認証取得組織の分野別内訳を示す。表-1から、40組織中「水」分野が27組織と最も多い。これはアセットマネジメントシステムの国内導入時期に「下水」関連の認証が先行したことによる。

次に、「事業」別内訳について表-2に示す。認証範囲に用いられた事業の標記を1組織に重複する表記も含めて分類集計している。表-2の「事業」別によると、「コンサルティング」が17件と最も多くなっている。アセットマネジメントに関する「コンサルティング」業務の認証が進んでいることがわかる。また PPP

表-2 ISO 55001 認証取得組織の事業別内訳

事業	件数
コンサルティング	17
運営管理/維持管理業務委託	11
包括管理業務	8
事業(公共下水道事業、有料道路事業等)	6
点検・診断業務	2
情報システムの構築運用	2
施設の建設及び管理業務	1

(Public Private Partnership)が進展する中で「包括管理業務」の認証取得件数も8件と割合が高くなっている。また、事業という標記は、主にアセットオーナーとしての認証に対して用いられている。

次に、認証を取得した組織がアセットオーナーであるか、非アセットオーナーかの視点で分類したのが図-1である。図-1より、アセットオーナーである組織が9件で全体の22%、非アセットオーナーである組織は31件で78%となっており、アセットオーナーの認証取得が進んでいない現状がわかる。今後は、民間への普及、例えば工場、プラントや鉄道、通信インフラを対象とした分野への普及が期待される。

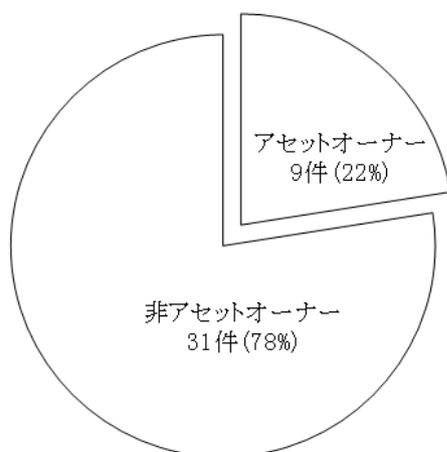


図-1 アセットオーナー/非アセットオーナー別取得状況

国内においては ISO 55001 の発行と同時に認証活動がパイロット事業としてスタートした。スタート当初はアセットオーナーでなければ認証を取得できないのではないかという議論があったのも事実であるが、その後、非アセットオーナーである組織の認証の在り方も議論され、確立されていった。また、それにつれて非アセットオーナーの認証取得が進展している。

アセットマネジメントシステム認証の普及を考えた場合、非アセットオーナーである組織の認証システムを整理し、標準化を図ることにより、大型コンセッションプロジェクトの認証、地域再開発プロジェクトの

認証、さらにはアセットに関する様々なコンサルタント業務等の認証活動に柔軟に対応できるようにならないと考える。

2. アセットオーナーでない組織の認証

JIS Q 55001 規格を素直に読めばアセットオーナーであることを意識した規格であると考えられる。組織の内部・外部の課題並びに利害関係者のニーズと期待を決定し、アセット方針、SAMP、アセットマネジメント目標を設定する。次にアセットマネジメント目標を達成するためにリスクを評価し、かつ財務・非財務の側面も考慮して実施計画を策定する。次に策定された計画を実施・運用しアセット、アセットマネジメント、アセットマネジメントシステムのパフォーマンスの向上を監視・評価をして、継続的改善に繋げ、組織のアセットマネジメントシステムのPDCAを回し、アセットの価値を高めていく仕組みとなっている。この JIS Q 55001 による PDCA プロセスでは、組織のアセットマネジメントシステムの中に対象とするアセットポートフォリオが含まれていると理解される。

一方、JIS Q 55001 の序文には、この規格は主に、次の人々の使用を意図している。

- アセットマネジメントシステムの確立、実施、維持及び改善に従事する人々
 - アセットマネジメントの活動の実践に従事する人々及びサービス提供者
- とあり、「サービス提供者」との表記から、アセットオーナーでない組織への規格の適用も示している。

以下、アセットオーナーでない組織の認証に関して、外部委託、マネジメントサイクルの階層化、システム認証の3つの観点からその認証について考察する。

1) 外部委託

組織が発注者のアセットポートフォリオを対象としてサービスを提供する場合（例：維持管理業務、コンサルティング等）、それは発注者からみれば外部委託に当たる。規格 8.3 外部委託は、「活動を外部委託するときは、次の事項を確実にしなければならない」と規定して次の2項目を要求している。

- 外部委託した資源が 7.2、7.3 及び 7.6 の要求事項を満たすこと
- 外部委託した活動のパフォーマンスを、9.1 に従ってモニタリングすること

7.2 項は「力量」、7.3 項は「認識」であり 7.6 項

は「文書化した情報」である。外部委託する側が、外部委託する業務の遂行に必要な「力量」並びに業務の適切な報告ができる「文書化した情報」を求めるのは当然のことであるが、さらに「認識」を求めている。

7.3 項「認識」では「組織の管理下で働き、アセットマネジメントの目標達成に影響を与え得る人々は、次の事項に関して認識を持たなければならない」として、次の4項目を要求している。

- アセットマネジメントの方針；
- アセットマネジメントのパフォーマンスの改善によって得られる便益を含む、アセットマネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献；
- 業務活動、それに伴うリスク及び機会、並びにそれらが互いにどのように関連するか；
- アセットマネジメントの要求事項に適合しないことの意味；

このことは、外部委託される側（組織と称す）には、組織のアセットマネジメントシステムの中に、外部委託された業務を遂行するためのサブシステムを備える必要があり、通常これらのサブシステムは、組織のアセットマネジメント関連部署に、アセットマネジメント関連業務を実施するための「基準書」又は「手順書」等として組織に備えられている。

次に、発注者のアセットマネジメントシステムと組織のサブシステムの整合性について考察する。JIS Q 55002 の 8.3.3 項には「外部委託の範囲によっては、外部のサービス提供者に、組織のアセットマネジメントの目標と整合した、それ自身のアセットマネジメントシステムを確立することを求めることがあり得る。」との記述がある。ここでは、認証を取得する組織に着目しているので、「外部のサービス提供者」を「組織」として、また「組織」を「発注者」に読み替える必要がある。「外部委託の範囲によっては」との記述がある通り、求められる両者の整合性は一義的ではない。さらには、求められる整合性の程度は、契約により決まるものと考えられる。一般的に発注仕様書には外部委託する業務の目的が記載されており、委託する業務の範囲も明確にされている。

認証審査でこの整合性を確認する場合は、まず契約内容を明確にし、その整合性を確認する。以上の観点を概念図として示したのが図-2 である。

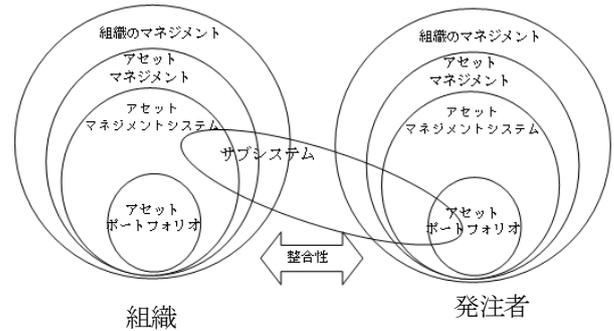


図-2 非アセットオーナー組織の認証の概念図
(参考文献2より編集)

2) マネジメントシステムの階層化

次に、1)外部委託の項で述べたサブシステムの位置づけについて考える。一般的に組織のアセットマネジメントシステムは多階層化していて、上位のPDCAサイクルほど期間が長い回転となっている。

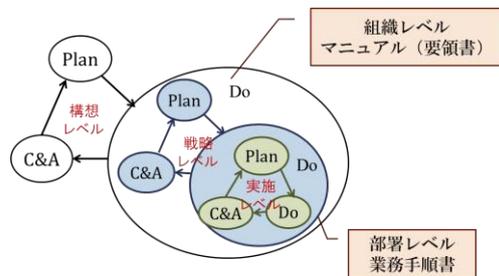


図-3 マネジメントシステムの階層構造³⁾

他組織（発注者）のアセットポートフォリオ、アセットマネジメントを業務対象とした、組織のアセットマネジメントに関するサブシステムは図-3 に示される部署レベルのサブシステム（手順書）として構築される。このことを JIS Q 55001 規格の要求事項と対応させると、規格 8.1「運用の計画策定及び管理」に対応した基準の設定に相当する。

以下、規格を引用する。

8.1 「運用の計画策定及び管理」

組織は、次の事項の実施によって、要求事項を満たすため、及び 6.1 で決定した取り組み、6.2 で決定したアセットマネジメント計画、並びに 10.1 及び 10.2 で決定した是正処置及び予測対応措置を実施するために必要なプロセスを計画し、実施し、かつ、管理しなければならない。

- 必要とされるプロセスに関する基準の設定
- その基準に従った、プロセスの管理の実施
- プロセスが計画通りに実施されたと確信し、証拠とするのに必要な程度の、文書化した情報の保持
- 6.2.2 に規定したアプローチを用いたリスクへの

対応及び監視

組織はこの運用の計画の要求事項に従って部署レベルのサブシステム（手順書）を作り、アセットオーナーの立場に立ったアセットマネジメント関連業務を提供する。

3) システム認証

組織が、他の組織（発注者）のアセットを対象として認証を取得する場合、一般的に対象とするアセットは変化するので、システム（サブシステム）があることに加えて、その有効性を、変化するアセットに適用して証明しなければならない。例えば、組織が包括管理業務を認証範囲として、アセットマネジメントシステムの認証を取得する場合、対象とするアセット（例：A 下水処理場）は有期契約であり、変化することが前提となる。つまり、包括管理業務を認証範囲とする場合、規格要求事項を満足して包括管理業務を実施するシステム（手順書）があり、その有効性を証明できる実証サイトがあることが必要となる。

A 下水処理場を実証サイトとして認証を取得した場合、A 下水処理場の包括委託契約期間が終了しても、組織のシステムの有効性を実証できる B 下水処理場が新たにあれば、認証取り消しとはならず、その認証は継続する仕組みとなっている。つまり、認証の取得／継続を希望する組織には対象とする業務に関する管理システムがあり、そのシステムの有効性を実証できるサイトがあることが、認証取得／継続の条件となるとされている。³⁾

これまで、アセットオーナーでない組織の認証に関して、1) 外部委託の観点から、2) マネジメントシステムの階層化の観点から、さらには、3) システム認証の観点から考察してきた。

アセットオーナーでない組織が、他の組織のアセットを認証対象として認証を取得／維持する場合、組織のアセットマネジメントシステムの中に他組織のアセットマネジメントを実施するためのサブシステムが必要となる。またこのサブシステムは組織によって呼び方は異なるが、例えば、維持管理業務実施手順書、橋梁の長寿命化計画策定標準と呼ばれるもので、アセットを保有する組織（発注者）のアセットマネジメントシステムと整合性があることが条件となる。また、この整合性は通常契約により保たれている。

このサブシステム（手順書）は重要で、組織のアセ

ットマネジメント関連業務のパフォーマンスの向上につなげるとともに、規格の意図を反映して発注者のアセットの価値の向上につなげるサブシステムを構築・運用し、実績をあげている組織も多い。

このように、システム認証の有効性をさらに確保するためには、システムの有効性を証明する実証サイト、または実証案件が必要となる。

以上の認証スキームにより、アセットオーナーでない組織に対する認証活動の有効性が実証されている。

3. まとめ

2014年1月にISO 55001が発行され、認証活動が始まった。当初は、アセットマネジメントシステムはアセットオーナーのためのマネジメントシステムと理解され、その普及は想定したほどには進展しなかった。

その後、本稿で述べたとおり非アセットオーナーの認証の仕組みが確立され、認証取得も増えつつあるが、アセットマネジメントシステムは「建設プロジェクトの維持管理段階のみを対象としている」のではないかという誤解もあり、更なる普及を妨げている。

非アセットオーナーの認証の在り方が研究され、定着が進んできたように、今後想定される認証分野としての大型建設プロジェクトや都市再開発プロジェクトのプロジェクト単位での認証の在り方、またREIT(Real Estate Investment Trust, 不動産投資信託)、インフラファンドなどの分野における認証の在り方についても、更に研究し、認証希望者のニーズに即応できるように準備することが関係者に求められていると思われる。

参考文献

- 1) 一般社団法人 日本アセットマネジメント協会：
https://www.ja-am.or.jp/iso55000s/acquisition_company.html (2017年11月30日)
- 2) ISO 55001 要求事項の解説編集委員会：ISO 55001 アセットマネジメントシステム 要求事項の解説
- 3) 下水道分野における ISO 55001 適用ユーザーズガイド検討委員会：下水道分野における ISO 55001 適用ユーザーズガイド、資料-2、2015.3

A CONSIDERATION ON CERTIFICATION OF NON-ASSET OWNER'S ORGANIZATION

Yuji KAGAWA, Yuichi MIHARADA, Takashi HIRANO and Hiroshi EBISAWA

In January 2014, the International Organization for Standardization (ISO) issued ISO 55001, an international standard for asset management. Initially, it was understood as the standard for asset owner. Therefore, certification activity began only for asset owner. Thereafter, the certification can be acquired even if it is not the asset owner, and the mechanism of the certification has been established. The next challenge of the this mechanism of the certification was as to whether consulting which does not directly act on asset is not subject to certification from the general meaning of standard. This issue has also been solved by TC251 as a mechanism to provide information that conforms to the certification of an organization that is not an asset owner, and certification in the consulting field is progressing.

In this paper, we looked back on the way of non-asset owner's certification and considered the necessity of understanding that the asset management system certification subjects will be diversified in order to disseminate JIS Q 55001 in the future.